**みどりの風の道形成事業補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条　大阪府は、みどりの風を感じる大都市・大阪の実現を図るため、重点的に施策を推進する区域（以下、「みどりの風促進区域」という。）において、予算の定めるところにより地域住民や企業等が行う緑化活動等で知事が適当と認める者に対し、みどりの風の道形成事業補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和４５年大阪府規則第８５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助事業等）

第２条　補助金の対象とする補助事業、対象経費及び補助率は、次の別表第１のとおりとする。（以下：各事業を『「同表備考欄記載」の名称』という。）

　　別表第１

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助事業 | 対象経費 | 補助率 | 備考 |
| みどりの風の道形成（実感できるみどりづくり（みどりの基金公募型））事業 | 緑化プラン作成費 | 対象経費の１／１以内 | 緑化プラン作成 |
| 緑化整備費 | 対象経費の１／２以内 | 緑化整備A |
| みどりの風の道形成（ネットワーク寄付金）事業 | 緑化整備費 | 対象経費の１／１以内 | 緑化整備Ｂ |

２　対象事業は補助金交付決定後に着手し、当該交付決定年度内に完了しなければならない。

（補助事業者の要件）

第３条　補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、知事が指定するみどりの風促進区域において、民間施設等の緑化を行う事業とし、補助事業者は、地域住民、自治会、企業等で組織される地域緑化実行委員会等とする。

（補助金の交付申請）

第４条　規則第４条第１項の申請は、みどりの風の道形成事業補助金交付申請書（第１号様式）を知事に提出することにより行わなければならない。

２　前項のみどりの風の道形成事業補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）補助金以外の経費負担及び補助事業の効果の概要（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）事業概要書（第４号様式）

（４）箇所別整備等計画書（第５号様式）

（５）補助事業の位置図（25000分の一程度）、植栽計画図（2500分の一程度）及びその他参考となる図書

（６）事業者の団体規約、定款、会則等

（７）事業者の団体構成員名簿または役員名簿

　（８）見積書（補助の対象となる工事等）

　（９）土地を所有していない場合においては土地所有者の承諾書

（10）要件確認申立書（様式第６号）

（11）暴力団等審査情報（様式第７号）

（12）その他知事が必要と認める書類

３　第１項のみどりの風の道形成事業補助金交付申請書は、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

４　交付決定後、補助事業者が、規則第２条第２号イ～ハのいずれかに該当することとなった場合又は該当していたことが判明した場合には、該当事項届出書（様式第８号）を提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第５条　知事は、補助金の交付申請があったときは、当該申請にかかる書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付決定をしたときは、みどりの風の道形成事業補助金交付決定通知書（第９号様式）により、対象者に通知するものとする。

２　知事は、前項の調査の結果、補助金を交付しない旨を決定したときは、理由を付して、みどりの風の道形成事業補助金不交付決定通知書（第１０号様式）により、対象者に通知するものとする。

３　知事は、補助金の交付申請が到達してから３０日以内に当該申請にかかる補助金の交付決定又は補助金の交付しない旨を決定するものとする。

（補助金の軽微な変更等）

第６条　規則第６条第１項第１号及び第２号の規定による知事の定める軽微な変更は、別表２に掲げる知事の承認を必要とする重要な変更以外のものとする。

　　別表２

|  |
| --- |
| 重　要　な　変　更（下欄のうち何れかに該当するもの） |
| 経費配分の変更 | 全体事業費の２０％を超える減額 |
| 事業内容の変更 | 施工位置の変更、及び緑化面積の減少 |

２　規則第６条第１項第１号又は第２号に規定する知事の承認を受けようとする者は、みどりの風の道形成事業補助金補助事業経費配分（内容）変更承認申請書（第１１号様式）を知事に提出しなければならない。

３　規則第６条第１項第３号に規定する知事の承認を受けようとする者は、みどりの風の道形成事業補助金補助事業中止（廃止）承認申請書（第１２号様式）を知事に提出しなければならない。

（規則第６条第２項の規定による条件）

第７条　規則第６条第２項の規定により付する条件は、次に掲げる条件とする。

（１）知事は、補助事業の遂行に関し、検査を行うことがある。

（２）知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪府に納付させることがある。

（３）補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

（４）補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了後１０年間保管しておかなければならない。

（補助金の交付申請の取り下げ）

第８条　補助金の交付の申請をした者は、規則第７条の規定による通知を受け取った日から起算して１５日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

２　前項の規定により取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（状況報告）

第９条　規則第１０条の規定による報告は、次の各号に掲げる書類を当該各号に定める日までに知事に提出することにより行われなければならない。

（１）みどりの風の道形成事業補助金補助事業着手届（第１３号様式）

　　　当該事業に着手した日から起算して１０日を経過した日

（２）みどりの風の道形成事業補助金補助事業完了届（第１４号様式）

　　　当該事業を完了した日から起算して１０日を経過した日又は補助金の交付の決定があった年度の３月３１日のいずれか早い日

（実績報告）

第１０条　規則第１２条の規定による報告は、みどりの風の道形成事業補助金補助事業実績報告書（第１５号様式）を補助事業が完了した日の翌日から起算して３０日以内に（同条後段に規定する場合にあっては、当該会計年度の翌年度の４月３０日までに）知事に提出することにより行われなければならない。

２　規則第１２条の知事の定める書類は、次に掲げる書類とする。

（１）収支精算書（第１６号様式）

（２）事業実績書（第１７号様式）

　（３）施工業者からの領収書の写し又は工事にかかる支払金額が確認できる書類

　（４）植栽実績図（2500分の一程度）及びその他参考となる図書

　（５）その他知事が必要と認める書類

（補助金の交付）

第１１条　知事は、前条第１項による報告を受けたときは、規則第１３条の規定による調査を行い、補助金の額を確定し、みどりの風の道形成事業補助金確定通知書（第１８号様式）により、補助事業者に通知した後、当該補助金を交付する。ただし、知事は事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、規則第５条に規定する補助金の交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付する。

２　前項の規定による補助金の交付を受けようとする者は、みどりの風の道形成事業補助金交付請求書（第１９号様式）を知事に提出しなければならない。

（財産処分の制限）

第１２条　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、５年間知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

２　補助事業者は、前項の規定による知事の承認を受けようとする場合は、あらかじめみどりの風の道形成事業補助金財産処分承認申請書（第２０号様式）を知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、交付した補助金の全部または一部を、府に納付させることができるものとする。

（その他）

第１３条　補助事業を行う場所が大阪府土木事務所設置条例（昭和49年条例第9号）第2条第2項に定める土木事務所の所管区域に属するときは、府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号）第6条の規定により当該場所を所管する土木事務所長が補助金の交付に関する権限を行うこととし、この場合において、要綱第６条から前条までの規定中、「知事」とあるのは「土木事務所長」と読み替えるものとする。

　２　補助事業者が、本要綱、及び、その他法令規則要領に違反したときは、大阪府は補助を取り消すことができるものとする。

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附　則　　この要綱は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成２６年９月３日から施行する。

附　則　　この要綱は、平成２９年１１月１日から施行する。

附　則　　この要綱は、令和元年６月２５日から施行する。

附　則　　この要綱は、令和３年２月９日から施行する。